

第25期第5回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年12月14日(木)午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1903会議室
- 3 出席委員 井口和喜、尾崎賀一、加藤直正、洒井利博、篠貞夫、篠田政巳、
田中聖晃、荘埜晃一、橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計11名
- 4 欠席委員 相原和彦、榎本重恭、神田靖仁、櫻井祐次、保戸塚武彦 計5名
- 5 議 案 (1)都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1～2号)
(2)特定都市農地貸付けの承認について (第3号)
(3)市民農園の整備運営計画の変更について (第4号)
(4)相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第5号)
(5)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (6～14号)
- 6 報 告 (1)農地法第3条の3に基づく届出の受理について
(2)令和5年度東京都指導農業士の認定について
(3)生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(4)農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。これより第25期第5回練馬区農業委員会総会を開催します。よろしくお祈いします。

事務局 ただいまの出席委員数は11名、欠席委員数は5名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員、榎本重恭委員、神田靖仁委員、櫻井祐次委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、篠田政巳委員と荘埜晃一委員に祈いします。それでは、議案の審議に入ります。総会資料の2ページをお開きください。

議案第1号について、事務局から説明を祈いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。本件は先月の協議会で書類の事前確認をしていただいた都市農地の貸借に係る議案です。令和5年10月27日付で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記の通り決定する。

【申請者、申請地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告を祈いします。

事務局 11月15日に、保戸塚武彦委員と現地調査に行ってきました。(1)から(4)の畑は体験農園と収穫体験用の畑に分かれています。体

験農園の25区画はすべて利用中で、収穫体験用の畑は練馬大根が作付けされています。(5)の畑は体験農園用の区画が13区画、借り主が(5)の畑の隣接地でご自身の体験農園を行っていて、今回の貸借地38区画と合わせて118区画の体験農園を行っています。境界はすべて確認がとれました。体験農園で収穫した練馬大根は収穫体験で販売しているとのことでした。所有者は近隣にお住まいで、頻繁に見回りされているため1割従事は問題ないとのことでした。今後につきましては計画通り進めていくとのことでした。報告は以上です。よろしく申し上げます。

尾崎 賀一 会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

続いて14ページです。

議案第2号について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。本件も議案第1号と同じく、自ら耕作するための貸借事業計画です。令和5年10月27日付で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記の通り決定する。

【申請者、申請地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは田中聖晃委員、お願いします。

田中聖晃委員 11月24日に、事務局2名と調査に行ってきました。こちらの畑ではコマツナやハウレンソウ、ニンジン等が作付けされていました。またハウスではスナップエンドウやカブが作付けされていました。販売先は大泉の作業場と、イベント販売とのこと。境界については全て確認できました。所有者の1割従事については北側に所有者の畑があるとのことなので問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。

議案第3号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「特定都市農地貸付の承認について」です。令和5年11月6日付で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき標記の申請があったので、下記の通り承認する。

【申請者、申請地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 相原和彦委員欠席のため、事務局から説明をお願いします。

事務局 11月20日に、相原和彦委員と調査に行ってきました。こちらの貸借地は全部で64区画あり、58区画は利用中でした。境界は一か所だけ確認できなかつたところがありましたので、明示の依頼をいたしました。区画は週3～4回借り主の従業員の方が利用者の指導をおこなっているとのことで綺麗でした。ただし、畑周りの一部に雑草の繁茂が見られたため、相原委員から所有者と借り主へお話ししました。所有者の1割従事については区画東側に所有者の宅地化農地があり、週に2～3回畑仕事を行う合間に見回りを行っているとのことで問題はないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに、40ページです。

議案第4号について事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第4号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。令和5年11月13日付けで、市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。ついては、変更内容が、同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記の通り決定する。農業体験農園に関する変更の協議です。

【申請者、農園の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに42ページです。

議案第5号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年11月15日に標記の申請があり、下記の通り、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは私から報告します。11月28日事務局と現地の確認に行ってきました。当日は相続人の方と一緒に現地確認しました。こちらの畑(1)(2)(3)(4)ともウメ中心の果樹畑です。全て防草シートが敷いてあり、下草等は繁茂なく管理されています。(1)

(2)の畑にウメのほかにクリの木が3本、他にミカン等が植わっています。(3)(4)の畑は全てウメが植わっています。境界について、二か所防草シートの中に入っており、杭が見えませんでした。確認はしております。(3)(4)の畑で道路に面している部分は大きな桜の木があり、特例農地から外しており、南側の(1)

(2)(3)(4)の間に自宅があり、その延長で庭木がある部分も外しています。販売に関しては近所の方へ配布、自家消費、残ったものは経営しているお店で売っているそうです。今年相続後ウメを

家族で収穫し、近所に配布、自家消費しております。今後たくさん収穫できるようであれば、自宅で作った野菜を販売しているため、そちらで売ることを検討したいとのことです。管理については現地から自宅まで車で10分かからない距離で、週に何回か来れるとのことで特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに44ページです。

議案第6号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月15日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 保戸塚武彦委員欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 11月15日に、保戸塚武彦委員と現地の調査に行ってきました。まず、対象地の不整形な部分について説明をいたします。北西左上部分は他の方の生産緑地、北側のへこんだ部分はお墓が建てられていたため納税猶予対象地から外れています。東側のへこんだ部分は民家のため対象に入っていません。南側は全て民家と接している部分

です。畑の北側にミカンやカキが10本植わっており、露地野菜のネギやハクサイ、ブロッコリー等が作付けされてきました。南側は夏にトウモロコシを全面に作付けされ、現在は綺麗に整地されてきました。また春先にトウモロコシを作付けしたいとのお話です。境界は全て確認できました。販売は、全てJAの直売所に卸しているとのこと。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに46ページです。

議案第7号、事務局からの説明お願ひします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月16日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは私から報告をします。11月16日に、事務局1名と調査に行ってきました。こちらは数種類の果樹と季節の野菜を作付けしている畑です。(1)から(6)の区画北側に線路があり、線路に沿った畑にプルーンが20~25本、カキが20本ほど、コウメが6、7本植わっています。南側にはウメが十数本、ミカン数本、少し北にあがったところにキウイ棚、レモンの大きな木が1本植わっていまし

た。その並びにある小さなハウスは苗用で、当日は何もありませんでした。その間で季節の野菜、ブロッコリーやキャベツ、ダイコン等を中心に作付けされていました。販売は（４）の南側にある自宅前ロッカー販売とのことでした。よろしくお願いします。

質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

つぎに48ページです。

議案第8号、事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月16日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは私から報告をします。11月16日に、事務局と調査に行ってきました。こちらの畑は数種類の果樹と季節の野菜の生産販売をしています。南西角にブルーベリーが50本ほど、北側に数種類にミカンが20本ほど植わっていました。東側は季節の野菜、調査当日はブロッコリーやダイコン、キャベツ等が作付けされていました。またここではサツマイモやジャガイモを年に一度作付けしているようですが、すでに収穫後で片付けた後でした。北側の小さなハウスは苗物、露地ではパパイヤを植え、ハウスの中でも小さな青パパイヤを何年も植えているそうです。他にはカキやヘチマ、パンパグラスと

いう花材として使われるものを販売しているそうです。販売は全て自宅販売場とのことです。境界に関しては全て確認できました。よろしく申し上げます。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに50ページです。

議案第9号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月20日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 相原和彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 11月20日に、相原和彦委員と現地調査に行ってきました。(1)の畑にはハウスが7棟建っており、シュンギクやキュウリ、コマツナ等が作付けされていました。(2)の畑は全面露地栽培でニンジンやサニーレタス、ホウレンソウ等が作付けされていました。境界は全て確認がとれました。販売先はJAに卸す、庭先販売、クイーンズ伊勢丹、練馬大根は学校給食に卸しているとのことです。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは承認とします。

つぎに52ページです。
議案第10号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月21日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは加藤直正委員報告をお願いします。

加藤直正委員 11月21日事務局1名と調査に行ってきました。こちらの畑は露地栽培でブロッコリーやダイコン、ネギ等が作付けされていました。同じ畑にビニールハウスが1棟あり、カリフラワーやカブ、ハウレンソウ等少量多品目が作付けされていました。販売は全て自宅近くの直売とのこと。境界については全て確認ができました。よく管理されており、雑草等が全くみられない大変綺麗な畑でした。その他特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに54ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月22日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは篠田政巳委員から報告をお願いします。

篠田政巳委員 11月22日、事務局と調査に行ってきました。(1)(2)の北側、上の方には南北にハウスが2棟あり、夏場にキュウリとトマトを栽培し、片づけはこれからとのこと。東側はハクサイやカリフラワー、ダイコン等が作付けされていました。南側部分はハウスが5棟、西側には2棟、イチゴの高設栽培のハウスになっています。横のハウスは体験農園用の苗作りに使い、残りのハウスは農機具を保管しています。地図上部のへこんだ部分は墓地があったそうで、現状は畑になっています。左下のくぼみ部分も墓地で昔の使用人の方々を今も供養されているそうです。(3)から(5)の畑は現在体験農園93区画が利用中とのこと。この畑の東側には体験農園で使用する農薬や肥料等を保管し、利用者さんに説明をするためのハウスが1棟建っていました。境界は全て確認できました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

つぎに56ページです。
議案第12号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月22日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは酒井利博委員、お願いします。

酒井利博委員 11月22日に、事務局と調査へ行ってきました。申請者の息子さんが対応されました。こちらの畑はハウスが2棟あり、綺麗に片付けられています。露地ではサトイモやヤツガシラ、ニンジン等が作付けされていました。練馬大根は区の要請で、他の販売は自宅自販機、庭先販売、JA直売所、自家消費、スーパーマーケット等に出荷しているとのこと。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに58ページです。

議案第13号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年11月28日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、荘埜晃一委員をお願いします。

荘埜晃一委員 11月28日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの(1)から(10)の畑は露地栽培でタマネギやホウレンソウ、チンゲンサイ等が作付けされています。西側はブドウやその他果樹類が植わっていました。主な販売先は庭先直売所とJA朝霞の直売所とのこと。境界については全て確認ができました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに60ページです。議案第14号について事務局から説明をお願い

します。

事務局 議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明について」です。令和5年11月28日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、荘埜晃一委員お願いします。

荘埜晃一委員 11月28日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの
(1)から(3)の畑は露地栽培でロマネスコやホウレンソウ、シユンギク等が作付けされ、切り花等が栽培されていました。雑草ひとつない非常に綺麗な畑で、一部作付けがないエリアは今後キャベツの定植予定とのことで整地されていました。販路は庭先販売と和光市役所内にある直売所ということでした。境界については全て確認できました。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

つぎに62ページです。
報告事項です。事務局から報告をお願いします。

事務局 「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。相続により農地の所有権を取得した場合、農業委員会への届け出が必要となるものです。今回は2件です。令和5年11月20日に届け出のあった標記の件について農地法第3条の3第1項の届け出に係る事務処理規定第4条第1項に基づき専決処理したので同条第2項により下記の通り報告する。

【権利を取得したもの、農地等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

橋本良子委員 今回の件は同じ物件を二つに分けて相続しているということでしょうか。隣接した住所のようにみえるので教えていただければと思います。

事務局 違う物件をそれぞれ相続されたということです。

尾崎賀一会長 ありがとうございます。他に質問はありますか。

荘埜晃一委員 議案第6号～14号と報告事項(1)の権利の取得は違った意味なのでしょうか。

事務局 違った意味になります。相続が発生し、その相続税の納税猶予を受けられる場合に必要となるのが議案第6～14号です。報告事項(1)は納税猶予とは関係なく農地法第3条の許可を受けなくてもよい例外的な場合(相続が発生し、所有者が変わった場合)に届出していただくものです。

尾崎賀一会長 他に質問はありますか。
続いて66ページ、報告事項です。

事務局 「令和5年度東京都指導農業士の認定について」です。令和5年度東京都認定農業士の認定について令和5年11月24日付で東京都産業労働局農林水産部長から通知がありました。本件は10月の総会で東京都への推薦を決定していたもので、その認定通知があったものです。【指導農業士に認定された方、通知文について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等よろしいでしょうか。それでは続いて70ページ、報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」練馬区長から農業委員会会長宛、生産緑地の斡旋情報の周知について依頼があったため下記の通り報告する。今回は1件です。
【あっせん生産緑地、所有者等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問がございましたら宜しくをお願いします。
よろしいでしょうか。続きまして72ページ、報告事項です。事務局からよろしくをお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和5年11月に届出のあった農地の転用についてのご報告です。
【届出件数、面積等について報告】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問はございますか。それでは続いて1枚目次第をお願いします。
次は3その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまから何かございますか。
(発言なし)
それでは以上で第5回総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人